

治療を受けながら仕事を続けるために 従業員の方に知つてもらいましょう。



●利用できる公的制度を確認しましょう。

【高額療養費制度】

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

【傷病手当金】

病気やけがにより休職した場合、療養中の生活保障として支給される制度です。

●従業員として持っている権利を知って下さい。

就業規則どうなっていますか？

休職期間や、休職期間中の給与の条件など、就業規則を確認をしてみましょう。

辞めると失ってしまう権利がないか、確認しましょう！

休職した場合、健康保険組合より療養中の生活保障として支給される制度です。

●がん治療について知り、理解を深めましょう。



治療の時間的見込みは？

がんの種類や症状により、治療の経過はさまざまです。

これから受ける治療の副作用が、就労にもたらす影響は？

倦怠感・外見変化・消化器症状・排尿障害など、がんの部位や治療内容により、生じる副作用も異なります。



就労・両立支援についてのお問い合わせは

【千葉産業保健総合支援センター（産保センター）】

◆ がんの治療を受けながら仕事を続けたい方や、

両立支援に取り組む事業者・企業の労務担当者の方などからの相談を受け付けています。

◆ 両立支援促進員（社会保険労務士や保健師などの専門家）が、事業者と労働者（患者）の間の仕事と治療の両立に関する調整や、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成についての助言・支援などを行います。

☎ 043-202-3639

がんに関する様々なご相談に対応します。

【がん診療連携拠点病院 がん相談支援センター】

療養・治療だけでなく、がんに関する様々な相談・お困りごとに対応しています。がんを抱える従業員の働き方に関するご相談、事業者・企業と担当医との間の調整も行っています。

どこの病院で治療・通院していても、どなたでも、無料でご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。

病院名および相談窓口	電話番号	対応曜日・時間	
千葉県がんセンター がん相談支援センター (患者総合支援センター内)	043-264-6801 (直通)	月～金	9:00～17:00
千葉大学医学部附属病院 がん相談支援センター (患者支援センター内)	043-226-2698 (直通)	月～金	9:30～16:30
千葉医療センター がん相談支援センター (地域医療連携室内)	043-251-5320 (直通)	月～金	9:00～16:00
船橋市立医療センター がん相談支援センター	047-438-3321 (代表)	月～金	9:00～17:00
東京歯科大学市川総合病院 がん相談支援センター	047-322-0151 (代表)	月～金	9:00～17:00
土 (第2を除く)		9:00～12:00	
順天堂大学医学部附属浦安病院 がん相談支援センター	047-382-1341 (直通)	月～金	9:00～16:30
土 (第2を除く)		9:00～12:30	
東京慈恵会医科大学附属柏病院 がん相談支援センター	047-7167-9739 (直通)	月～土	9:00～16:00 (土曜日は面談のみ)
松戸市立総合医療センター がん診療対策室 (がん相談支援センター)	047-712-2511 (代表)	月～金	8:30～17:00
国立がん研究センター東病院 (サポートイブケアセンター/ がん相談支援センター)	047-134-6932 (直通)	月～金	8:30～17:15
日本医科大学千葉北総病院 がん相談支援センター	0476-99-2057 (直通)	月～金	9:00～16:00
土		9:00～15:00	
成田赤十字病院 がん相談支援センター (医療福祉相談室)	0476-22-2311 (代表)	月～金	9:00～16:00
総合病院国保旭中央病院 がん相談支援センター (医療連携福祉相談室)	0479-63-8111 (代表)	月～金	8:30～17:15
さんむ医療センター がん相談支援センター	0475-82-2521 (代表)	月～金	8:30～12:00 13:00～17:15
亀田総合病院 がん相談支援センター (総合相談室内)	0470-92-2211 (代表)	月～金	9:00～16:00
国保直営総合病院君津中央病院 がん相談支援センター	0438-36-1071 (代表)	月～金	8:30～17:15
千葉労災病院 がん相談支援センター	0436-74-1111 (代表)	月～金	9:00～16:00

がん患者の方は、ぜひこのリーフレットをお勧めの会社にお渡しください！

事業者・企業の労務担当者の皆様へ



がん治療と仕事の両立は可能です！



がん患者の 治 療 と 仕 事 の両立支援情報

～大切な従業員ががんになつたら～

がん対策基本法 第8条（事業主の責務）

事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するように努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

がんの罹患者数は年々増加し、日本人の2人に1人ががんになると言われており、そのうち3人に1人は、20歳から64歳のいわゆる就労世代での罹患です。

早期発見と治療方法の進歩により、多くのがんの生存率は向上しており、がんと診断された時に働いていた方の約7割は、治療と仕事を両立しながら同じ職場に復帰していると言われています。

がん治療と仕事の両立において、事業主・従業員双方の不安の軽減や職場での相互理解を深めるために、是非このリーフレットをご活用下さい。

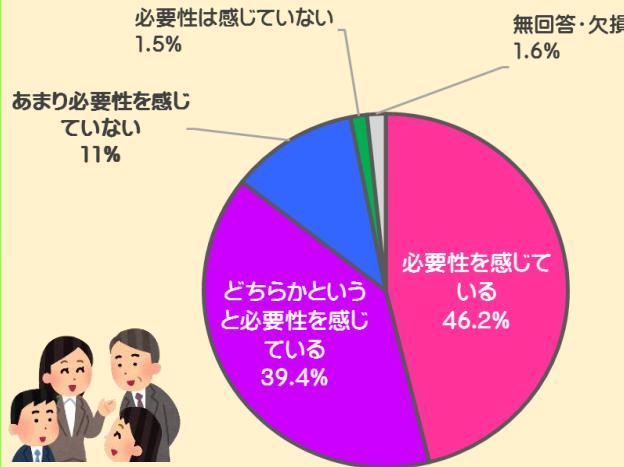
＊ 千葉県



就労に関する実態調査

令和元年度に県内事業所を対象に県が実施した「がん患者の就労支援に関する事業所実態調査」(回答数546)では、がんになった後も安心して働き続けられる、仕事と治療の両立が実現できる職場づくりについて回答の8割以上が必要性を感じる的回答しています。

治療と仕事の両立できる職場づくりの必要性



従業員の治療と仕事の両立を妨げているものは？(複数回答)



企業の取組事例



勤務形態への配慮

- 交替勤務で働く患者について、同僚を含めた企業側と当人の双方の理解を得て、症状が安定するまで、夜勤シフトを外し、日勤のみの勤務へと変更しました。
- 短時間勤務、フレックスタイム制度、テレワークの活用により、復職を段階的に進めていくことができました。

通勤の配慮

- 朝の出勤時の人込みを避けて通勤できるよう、企業側から始業時間を1時間遅くする配慮をしました。
- 公共交通機関を利用していた従業員について、負荷軽減を図るために、企業側から車通勤が許可され、職場の出入口に一番近い駐車場を提供しました。

千葉産業保健総合支援センターから企業への提案事例



- 誰もががんになっても働き続けられる職場の環境づくりのために、企業に対して、
理解と思いやりの職場の風土作り
 (例)がんを患った従業員に対する理解や接し方に係る意識啓発の実施(外部のセミナーを受講する等)
 - 職場のサポート体制づくり**
 (例)休職期間中も互いの負担にならない範囲で連絡を取り合いつォローする等
- を提案しています。
- 企業側の「治療と仕事の両立支援の制度を設計したい」とのご相談に対して以下の提案をしています。
 ●相談窓口の設置、●産保センターを含む外部資源の活用、●相談窓口について従業員へ周知

復職・就労継続支援に「情報提供依頼書」をご利用ください！

千葉県では、がんになっても治療と仕事が両立できるよう、



千葉県がん情報ちばがんなび
就労支援のページへ

などの情報を患者、会社、主治医と共有することができるツールとして**情報提供依頼書**を作成しました。

千葉県のがんに関する情報サイトである**「千葉県がん情報ちばがんなび」**(<https://gnv.pbl.pref.chiba.lg.jp/>)で様式のダウンロードと使い方の説明が確認できます。ぜひご利用ください。

